

議員各位

上下水道部長

下記のとおりお知らせします。

提供年月日

令和 7 年 6 月 日

担 当 部 署

上下水道総務課

担 当 者 名

所属長：柴田 健次

連 絡 先

直通 077-561-2440

内線 2020

水道料金返還請求訴訟に係る控訴審の判決について**1 経過・概要**

令和 5 年 7 月にメーター交換を行った箇所におきまして、同年 8 月のメーターの指示数が 500 m³を超える数値となり、本市が約 20 万円の水道料金の請求を行ったことにつきまして、水道使用者から本市に対して、債務不存在確認訴訟（給水停止に伴い、水道料金支払いにより、不当利得返還請求訴訟に訴えの変更）をされたものです。

第一審（大津簡易裁判所）の判決では、本市（被告）の敗訴となっておりました。

令和 6 年 1 1 月 7 日 第一審判決

令和 6 年 1 1 月 1 9 日 令和 6 年 1 1 月 定例市議会 控訴に係る専決処分の報告
（指専第 1 1 号 訴えの提起について 債務不存在確認請求事件）

2 争点と判決結果

令和 7 年 4 月 2 4 日 控訴審判決

令和 7 年 5 月 1 3 日 上告期限（原告への判決送達の日から 2 週間以内）

→ 上告状の提出がなく、控訴審判決が確定

（担当弁護士から大津地方裁判所に確認済み）

控訴審（大津地方裁判所）では、水道使用者（原告）の水道使用量が争点となりましたが、本市（被告）の主張が認められて、第一審と異なる事実認定により、原告の請求を棄却し、第一審の判決を破棄する判決が下されました。

また、控訴審判決につきましては、原告から上告期限内に上告がなかったことから、原告の敗訴（本市の勝訴）の控訴審判決が確定いたしました。

添付資料